

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【公表番号】特表2010-540268(P2010-540268A)

【公表日】平成22年12月24日(2010.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-051

【出願番号】特願2010-513511(P2010-513511)

【国際特許分類】

**B 2 9 C 47/08 (2006.01)**

【F I】

B 2 9 C 47/08

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年4月27日(2012.4.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

ひとつの実施形態では、第2微細孔層材は、(i)  $M_w$ が少なくとも約 $1 \times 10^6$  (UHMWPE-2)の第4ポリエチレン、(ii)  $M_w$ が $1 \times 10^6$ 未満の第3ポリエチレンと、UHMWPE-2と、第4ポリエチレンであって、第4ポリエチレンの量が第3及び第4ポリエチレンの総重量に対し少なくとも約8wt%である材料、または(iii) UHMWPE-2及びPP-2、または(iv) PE-2、UHMWPE-2及びPP-2の内の、いずれかから成る。

上記の(ii), (iii)及び(iv)のひとつの実施形態では、高強度の多層微細孔ポリオレフィン膜を製造するために、UHMWPE-2は、UHMWPE-2, PE-2及びPP-2の総重量に対し少なくとも約8wt%、または少なくとも約20 wt%、または少なくとも25 wt%含まれる。

上記の(iii)及び(iv)のひとつの実施形態では、PP-2少なくともホモポリマーまたはコポリマーのいずれかであり、第2微細孔層材の総重量に対し25wt%以下含まれ、または約2%から約15%の範囲で含まれ、または約3%から約10%の範囲で含まれる。

ひとつの実施形態では好ましいPE-2はPE-1と同一であるが、独立して選択することもできる。ひとつの実施形態では、好ましいUHMWPE-2はUHMWPE-1と同一であるが、独立して選択することもできる。